

法定サービス移行準備助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市地域活動支援センターの法定サービスへの移行の円滑化及び民営化に伴う設置運営法人として決定したもの（以下「運営法人」という。）の負担軽減を図るため、運営法人に対し、法定サービス移行準備助成金（以下「準備助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(準備助成金対象経費)

第2条 準備助成金の交付の対象となる経費は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項の障害福祉サービス事業の運営費として見積もられる額（以下「対象経費」という。）とする。

(準備助成金交付額)

第3条 準備助成金の交付額は、対象経費と別表に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、それを切り捨てるものとする。

(準備助成金の申請)

第4条 準備助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法定サービス移行準備助成金交付申請書（様式第1号）に、事業計画書・法定サービス移行準備助成金算出内訳書（様式第2号）その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

(準備助成金交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に法定サービス移行準備助成金交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(準備助成金の請求及び通知)

第6条 申請者は、前条の法定サービス移行準備助成金交付決定通知書の通知日から起算して14日以内に法定サービス移行準備助成金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求のあった日から起算して30日以内に準備助成金を交付するものとする。

(準備助成金の返還)

第7条 市長は、運営法人が偽りその他不正の手段により準備助成金の交付の決定を受け、

及び準備助成金を対象経費への充当以外に使用したと認めるときは、当該準備助成金の交付の決定を取り消し、既に準備助成金を交付しているときは、その者に対し、期限を定めて当該助成金の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 施 設 名 | 基準額 |
|---------------------|---------|
| 太田市尾島びっころ地域活動支援センター | 1,000万円 |
| 太田市新田ななくさ地域活動支援センター | 1,000万円 |